

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社リ・コート
代表者及び住所 大阪府大阪市淀川区西宮原2-5-46-118
代表取締役 田中 宏和
2. 指名停止措置期間 : 令和6年8月5日から令和6年10月13日まで(10週間)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社リ・コートは令和6年6月4日付けで建設業許可部局(大阪府)から以下の監督処分を受けた。
①指示処分
主任技術者の配置に専任を要する枚方市内の民間発注工事において建設業法第26条第3項の規定に違反して工期の重複する高槻市内及び吹田市内の民間発注工事(大規模修繕工事)並びに吹田市内の民間発注工事(改修工事)に配置した主任技術者を、専任を要しない主任技術者として工事現場に配置した。
また、上記の枚方市内の工事において、請け負った建設工事をさらに請け負わせたのにも関わらず、建設業法24条の8第2項の規定に違反して発注者から直接その工事を請け負った特定建設業者に対し、再下請負の通知を行わなかった。さらに同項の規定に違反して発注者から直接その工事を請け負った特定建設業者に対し、1次下請負人である当該建設業者が直接請け負わせてない3次請負人であった業者に直接請け負わせたとの内容の再下請負の通知を行った。
②10日間の営業停止処分
高槻市内、枚方市内の民間発注工事において建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む業者と下請契約を締結した。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社リ・コートが建設業許可部局(大阪府)より10日間の営業停止及び指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号に該当するため。

従って、本件については、指名停止10週間を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)